米国における内部統制監査制度見直しの動き

大崎 貞和

要 約

- 1. 2002 年 7 月に成立したサーベンス・オックスリー法 (SOX 法) 404 条は、米国の上場会社等に対して、財務報告に係わる内部統制に関する経営者の評価と外部監査人による証明を年次報告書に添付することを義務づけた。
- 2. この 404条に基づく内部統制監査制度は、対応に要するコストが膨大であることなどから、完全実施が再三延期されている。現在、時価総額 7,500 万ドル以上の「上場大企業等」に相当する外国企業は 2006年7月 15 日以降に終了する年度から、上場大企業当以外の国内及び外国企業は 2007年7月 15 日以降に終了する年度からの実施が義務づけられている。
- 3. こうした中で、SEC の諮問委員会が中堅公開企業への 404 条の適用を断念することを提言する一方、SEC 自身も、404 条の円滑な実施へ向けた新たなガイダンス作成に乗り出すなど、制度見直しの動きが本格化している。
- 4. 日本においても、2006 年 6 月に成立した金融商品取引法で、2009 年 3 月期から SOX 法に類似した制度が導入されることになっている。米国での経験を踏まえ、トップ・ダウンのリスク・アプローチを現実のものとし、上場企業の過剰な負担を回避することが求められている。

I. はじめに

米国の証券取引委員会(SEC)は、2006 年7月11日、サーベンス・オックスリー法 (SOX 法、企業改革法) 404条に基づいて行 われる、財務報告に係わる内部統制に関する 経営者の評価のあり方に関するコンセプト・ リリース(討議用文書)を発表した¹。SEC は、SOX 法の規定の遵守が上場企業、とり わけ中堅規模以下の上場企業にとって大きな 負担になるとの批判が根強いことを考慮し、 制度の見直しを進めている。

今回のコンセプト・リリースは、SEC によるガイダンス作成の基礎とするために、一

般からのコメントを求めるものであり、 SOX 法が求める制度の問題点を SEC がどの ように捉えているかを知る手掛かりともなる。 本稿では、最近の SEC による内部統制監査 制度見直しの動きを整理するとともに、この コンセプト・リリースの概略を紹介する。

Ⅱ. 懸念される中堅公開企業の負担

1. 内部統制監査制度の実施延期

2002 年 7 月に成立した SOX 法は、エンロン、ワールドコム等、米国の大手企業による会計不正の相次ぐ発覚を受け、その再発防止を狙いとして制定された。同法は、継続開示を行っている上場会社等に対して、財務報告

に係わる内部統制に関する経営者の評価と、 外部監査人による証明 (attestation) を年次 報告書に添付することを義務づけた(同法 404条)。

当初、この 404条に基づく内部統制監査制度は、浮動株(関連会社等以外の保有する株式)の時価総額が 7,500 万ドル以上で、過去1年以上にわたって継続開示を行っている、等の要件を満たす上場大企業等(accelerated filers)には 2004年 6月 15 日以降に終了する会計年度から、それ以外の会社(外国会社を含む)には 2005年 4月 15 日以降に終了する会計年度からそれぞれ全面的に適用されることになっていた。

しかし、2004 年 2 月、制度適用へ向けた 準備作業の遅れから、上場大企業等は 2004 年 11 月 15 日以降に終了する年度から、その 他の会社は 2005 年 7 月 15 日以降に終了する 年度から実施することに改められた。更に、 上場大企業等に関して制度が実際に導入され た後の 2004 年 11 月末になって、浮動株時価 総額が 7億ドル未満の企業については、報告 書の SEC への提出期限を遅らせる措置が講 じられた。

SEC は、2005 年 3 月、内部統制監査制度が未実施となっていた上場大企業等以外の内国会社及び全ての外国会社についての実施期限を一年間延期し、2006 年 7 月 15 日以降に終了する年度からとした。更に、2005 年 9 月、上場大企業等以外の内国会社及び上場大企業等に相当しない外国会社については、三たび実施期限が延期され、2007 年 7 月 15 日以降に終了する年度からとされることになった。

2006年5月17日にSECが発表したSOX法への対応策(後に改めて詳述)では、上場大企業等以外の内国会社及び上場大企業等に相当しない外国会社についての制度の実施期限を更に若干延期する可能性があると述べられている。もっとも、同時に、内部統制監査

制度そのものの実施が延期されたとしても、 2006 年 12 月 16 日以降に開始される年度からは、経営者による内部統制に関する評価を 法の規定通りに実施するよう求めている。

なお、ニューヨーク証券取引所に株式を上場している主要な日本企業など、浮動株(関連会社等以外の保有する株式)の時価総額が7,500 万ドル以上で、過去 1 年以上にわたって継続開示を行っているなど、上場大企業等の要件に該当する外国会社については、実施期限は延期されず、従来通り2006年7月15日以降に終了する年度とされている。従って、3月決算の日本企業の場合、SOX法の適用開始時期は、2007年3月期からということになる。

2. 実施延期の背景

このように、内部統制監査制度の実施が先送りされてきた理由の一つは、新しい制度への対応作業に時間を要するためであるが、問題は決してそれだけではない。既に内部統制に対する経営者の評価や外部監査人による監査を実施している大企業においても、新制度への対応に要する膨大な費用(上場会社全体で1社平均300万ドルとも言われる)が悩みの種となっている。

この点については、制度導入初年度に特有の現象であり、関係者が新制度に習熟するにつれて解消に向かうといった楽観論もみられないわけではない。とはいえ、制度が安定的に運用されるようになっても、監査費用は制度導入前に比べて30~40%は増加すると見込まれている。それにも増して深刻な問題は、監査費用には固定的な部分が多いため、大企業に比べて中堅企業の方が、負担感がより重くなるという点にある。

例えば、2005 年 2 月に米国電子機器協会 (American Electronics Association) が発表し た調査報告書によれば、404 条対応に要する コストは、時価総額 50 億ドル以上の大企業 では、売上高の 0.06%に過ぎないのに対し、時価総額 1 億ドル未満の中堅公開企業では、売上高の 2.55%にも相当するとされる(図表 1)。

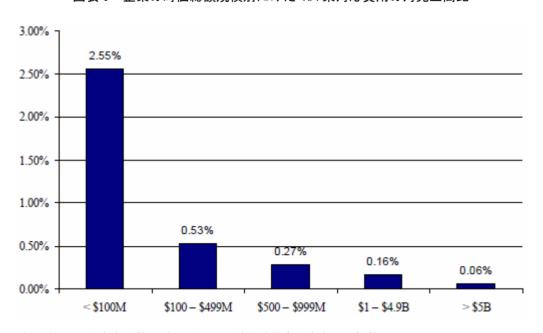
しかも、SEC の諮問委員会(詳細については後述)によれば、不正会計事件への反省から、通常の会計監査についても監査人が慎重になっているため、内部統制監査制度への対応を除外しても、サーベンス・オックスレー法の制定前後で上場企業の支払う監査費用が増加しているというデータもある。特に、時価総額 2,500 万ドル未満の小規模公開企業では、監査費用の支払いが売上高の 1.4%に達しているという(図表 2)。

公開会社にとっての内部統制の重要性は誰しも否定しないであろう。株主、投資家からみれば、内部統制が真に有効に機能しているかどうかを経営者が評価し、更にそれを外部監査人が検証してくれるという仕組みは、財務報告に対する信頼性を高める好ましい制度であるに違いない。

しかし、どのような制度も、その達成しよ

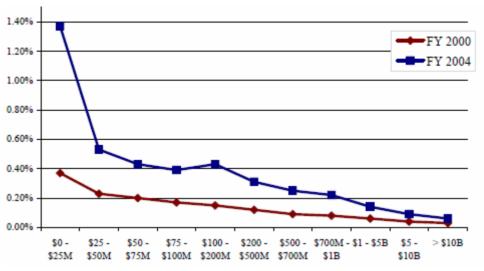
うとする目的とそれに要するコストとのバランスを適切に図ることが求められる。中堅企業の財務報告の信頼性は向上したが、その結果、企業の業績そのものが悪化したというのでは、全くの本末転倒である。株式新規公開(IPO)を考える会社も、公開に伴うコストが大きすぎるのでは二の足を踏むだろう。ひいては、新興企業が成長資金調達の機会を逃し、新しい産業の発展が妨げられるということにもなりかねない。

2005 年 10 月には、404 条が依拠する内部 統制のフレームワークを最初に提唱した COSO(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission)が、中堅公開企業の内部統制の整備及び運用に関するガイダンスを作成した²。ガイダンスは、中堅企業の経営者が内部統制に直接関与しており、日常的なモニタリングも行っているといった実情を指摘し、監査人がそうした実情に配慮しながら費用対効果の優れた監査を行うよう求めている。しかし、このガイダンスに対しても、これだけでは中堅企業のルール遵守コス



図表 1 企業の時価総額規模別にみた 404 条対応費用の対売上高比

(出所) AeA 報告書所載のグラフを SEC 諮問委員会報告書より転載。



図表 2 企業の時価総額規模別にみた外部監査費用の対売上高比

(注) 時価総額区分ごとの中央値。

(出所) SEC 諮問委員会報告書より転載。

ト負担を緩和することにはならないとの批判 が寄せられている。

3. SEC 諮問委員会の提言

こうした中で、2006年4月23日、SECによって2005年3月に設置された中堅公開企業に関する諮問委員会(Advisory Committee on Smaller Public Companies)が、最終報告書を公表した³。同委員会は、米国の現行の証券法規制が、中堅企業による株式や債券の公募を通じた市場からの資金調達の拡大を妨げているのではないかという問題意識の下に、中堅公開企業に対して適用される証券法規制の内容を再検討し、必要な制度の見直しについて勧告することを求められていた。

最終報告書には、33 項目に上る具体的な制度改革提案が盛り込まれており、そのうち14 項目が、優先順位の特に高い提案として位置づけられている。その一つとして、内部統制監査制度を、当面、中堅・中小企業には適用しないことが提言された。

諮問委員会報告書は、まず、継続開示を義 務づけられる上場企業等をある時点で計測し た時価総額によって区分し、規模の小さいス モール・キャップ企業(Smallcap Companies) や更に小さいマイクロ・キャップ企業 (Microcap companies)に対しては、規模の大 きい大企業とは異なる開示規制を課すことを 提唱した。

ここで、スモール・キャップ企業とは、全体で米国の公開株式市場時価総額の 5%を占める企業群であり、現状では時価総額 1.28億~7.87億ドルの会社が相当する。社数では、全公開会社数の 30%にあたる。一方、マイクロ・キャップ企業とは、全体で米国の公開株式市場時価総額の 1%を占める企業群であり、現状では時価総額 1.28億ドル未満の会社が相当する。社数では、全公開会社数の50%にあたる。

報告書は、これら中堅公開企業のうち、商品売上高1千万ドル未満のスモール・キャップ企業及び売上高1.25億未満のマイクロ・キャップ企業(計約5,300社)については、中堅企業の特性やニーズに配慮した内部統制監査の制度が構築されるまでの間、コーポレート・ガバナンスに関して一定の水準をクリアしていることを条件として、内部統制に対する経営者の評価を含め404条の規定の適

用を全面的に免除するよう勧告している。

また、商品売上高1千万ドル以上で売上高2.5億ドル未満のスモール・キャップ企業及び売上高1.25億~2.5億ドルのマイクロ・キャップ企業(計約1,300社)については、同様の条件の下で、404条の規定に基づく外部監査を免除するよう勧告している。加えて報告書は、SECが、諮問委員会の勧告した外部監査の免除を不適切であると判断するのであれば、現在の内部統制監査に関する監査基準第二号(AS2)に代わる中堅企業向けの監査基準「ASX」を採択すべきであると勧告している。

404 条の規定の適用免除についての上の勧告が実施されれば、SOX 法が規定した内部統制監査制度をそのままの形で適用される国内会社は、大企業約 2,000 社と中堅企業の一部約 800 社のみということになる。これは、米国における継続開示企業数の約 3 割にとどまる。それでも市場時価総額の 9 割以上が、内部統制監査制度を実施する会社によって占められるのだから、投資家保護の観点からは問題ではないというのが諮問委員会の考え方である。

II. SEC の対応

1. 対応方針の策定

上記の諮問委員会報告書の提出を受けて、SEC は、本格的な対応策の検討に入った。そして 5 月 10 日には内部統制監査制度二年目の経験を総括するための有識者によるラウンド・テーブルを開催し、そこでの議論なども踏まえた上で、17 日になって、次のような今後の対応策を正式に発表した4。

第一に、サーベンス・オックスリー法が求める内部統制に対する評価を経営者が実施するための SEC によるガイダンスを制定する。ガイダンスの制定に先立って、SEC が一般からのコメントを求めるためのコンセプト・

リリース (討議用文書) を公にすることで、 全ての公開会社のニーズと懸念に対処できる ようなガイダンスの策定を目指す。

また、経営者による内部統制に対する評価のプロセスに外部監査人がどのように係わるべきかについても言及するほか、現在の内部統制監査に代わる「外部監査人による証明(attestation)」のあり方も検討を試みる 5 。その過程では、404 条が依拠する内部統制のフレームワークを提唱した COSO(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission)が作成するガイダンスの内容も考慮されることになる 6 。

SEC は、404 条の規定に基づく内部統制に対する評価の実施にあたっては、問題が生じた場合に財務報告の内容に与える影響が大きいと考えられるポイントを中心にチェックするトップ・ダウンのリスク・アプローチが採用されるべきだと考えていた。しかし、これまでの意見聴取等から、現実がそういうものになっていないことを十分に認識しており、今後作成されるガイダンスの焦点は、トップ・ダウンのリスク・アプローチに基づく経営者による評価をどのように具体化するかという点に絞られることになる。

第二に、現在、内部統制監査の基準となっている監査基準第二号 (AS2) は、改定されることになる。改定にあたっては、①監査人の作業が、虚偽記載や重大な間違いが起きるリスクの高い領域に焦点を絞ったものとなることをめざす、②内部統制における重大な欠陥といった言葉の定義を明確にすること、重要性の判断基準を示すことなど、2005年5月16日の公開会社会計監督委員会(PCAOB)によるガイダンスに盛り込まれた内容を反映させる、③内部統制の有効性を評価する会社の手続きを点検する上での監査人の役割を改めて検討し、明確化する、という三点に特に力が注がれることになる。

第三に、PCAOB による会計士に対する検

査活動の状況を厳しく監督する。PCAOB は、2006 年度の会計士検査においては、監査基準第二号や PCAOB のその他のガイダンスが求めているコスト効率の優れた内部統制監査が実際に行われているかどうかという点に焦点を当てるとしている。SEC は、PCAOB の検査結果を受けて、現在の検査が、本来の目的に合ったものとなっているかどうかを再検討する。

第四に、既に触れたように、上場大企業等 以外の内国会社及び上場大企業等に相当しな い外国会社についての内部統制監査制度の実 施期限を更に若干延期する。

SEC は、その理由を、これから作成するガイダンスが中堅公開企業に適用されることになるようにするためだとしており、現行のままで内部統制監査制度を中堅企業に適用すべきではないとした諮問委員会の勧告を基本的には受け入れたものとみることもできる7。

2. コンセプト・リリースの公表

冒頭で述べたように、SEC は、2006 年 7 月 11 日付でコンセプト・リリースを公表したが、これは、上記の対応方針に基づき、今後策定されるガイダンスの基礎となるものである。

コンセプト・リリースで SEC は、①総論的な事項、②リスクの発見とその統制、③経営者による評価、④リスク評価を可能にするための文書作成、の四つの分野について、それぞれ多数の質問項目を掲げ、一般からのコメントを求めている。

第一の総論的な事項としては、財務報告に係る内部統制の有効性に対する評価を経営者が行う方法についてのガイダンスを発出することが必要かどうか、企業の規模ごと、あるいは外国企業向けに異なるガイダンスを作成することが必要かどうかなどについて意見が求められている。また、ガイダンスをどの程度まで詳細なものとすべきか、SEC 規則と

いう形をとるべきかどうかといった点についても、意見が求められている。

更に、既に内部統制に対する評価と監査を 実施している上場大企業等がどのような方法 を有効だと感じたか、COSO のフレームワー クに依拠したのは何故か、経営者による評価 に外部監査人はどのような形で関与すべきか、 といった点についても意見が求められている。

第二のリスクの発見とその統制をめぐっては、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを現実のものとするためには何が必要かが、SECの最大の関心事となっている。具体的には、企業レベルでの統制はどのような役割を担うべきか、間違いの生じやすさなどリスクを判断するための定量的、定性的な指標としてどのようなものがあり得るか、詐欺的行為の防止方法についてもガイダンスは必要か、事業者が分散している場合の注意点についてのガイダンスは必要か、といった点についての意見が求められている。

第三の経営者による評価をめぐっては、企業レベルでの統制を活用することで、個々の勘定や取引といったレベルのチェックを減らすことが意図されている。具体的には、内部統制の有効性に対する継続的な監視を行う上でどのような方法が有益か、中堅企業における企業レベルでの統制はどのようなものであるべきか、経営者による統制のテストはどのようなタイミングで行われるべきか、「重大な弱点(material weakness)」や「著しい欠陥(significant deficiency)」といった用語の定義は必要か、それらが存在しないということを確認するには何が必要か、IT 統制のテストにもガイダンスが必要か、といった点についての意見が求められている。

第四のリスク評価を可能にするための文書 作成をめぐっては、業務プロセスの文書化の ための膨大な作業が、規制遵守のコストを大 幅に押し上げたという SEC の反省が強くう かがわれる。ここでは、既に制度対応を済ま せた企業の文書作成作業が本来必要なもの以上であったかどうか、過剰な文書作成を避けるためのガイダンスが必要か、備えておくべき文書についてのガイダンスはどのような内容のものであるべきか、IT 統制についての文書化へのガイダンスは必要か、中堅企業向けの文書化に関するガイダンスは必要か、といった点についての意見が求められている。

以上の諸点について 60 日間のコメント募 集が行われ、その後、SEC によるガイダン スが作成、公表されることになる。

Ⅳ. 日本への示唆

1. 内部統制監査制度導入を進める日本

日本においても、2004 年秋以降の西武鉄 道事件、カネボウ事件など有価証券報告書の 信頼性を揺るがせかねない不祥事の続発を受 け、内部統制に関する経営者の評価とそれに 対する外部監査人による監査の制度が導入さ れることになった。

そのための法改正は、今年6月に成立した金融商品取引法に盛り込まれている(24条の4の2、24条の4の4、193条の2第2項、4項)。一般に「日本版 SOX 法」と呼ばれるこれらの規定は、2009年3月期の有価証券報告書から全ての上場会社に対して適用されることになる。現在、実務上の指針となる「実施基準」の作成が企業会計審議会の下で進められている。

企業会計審議会内部統制部会の部会長として、今回の法改正によって導入される制度の 枠組みを整備するための議論を取りまとめに あたった青山学院大学大学院の八田進二教授 は、今年3月、野村證券金融経済研究所が開 催したセミナーで講演されたが、その中で、 2月に公表された諮問委員会の報告書案の内 容に言及し、「米国の内部統制監査制度は、 既に崩壊している」と断言された。同時に、 八田教授は、日本においては、米国の失敗を 他山の石としながら、監査人によるダイレクト・レポーティングを採用せず、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを用い、監査人と監査役や内部監査組織との連携を図ることで、独自の合理的な制度を構築することが可能であるとも力説された。

八田教授が指摘された通り、米国の制度が、 監査人が経営者に対してではなく株主に直接 報告するダイレクト・レポーティングという 建前をとったために、全ての業務プロセスの 文書化という膨大な作業を生じさせてしまっ たことや監査人が問題を見逃すことを恐れる あまり、しらみつぶしにチェックするボトム・アップ型のアプローチとなってしまった ことは紛れもない事実である。SEC もそう した認識を有していることは、今回公表され たコンセプト・リリースからもうかがわれる。 同じ愚を日本で繰り返す必要は毛頭ない。

なぜトップ・ダウンのリスク・アプロー チが実現できないのか

もっとも、米国においても、監査人は問題が生じやすく、しかも問題が生じた場合に財務報告の内容に与える影響が大きいと考えられるポイントを中心にチェックするリスク・アプローチを採用していると主張している。2003年6月にSECが内部統制に関する規則を採択した当時は、404条対応にかかる費用は、最初の三年間で一社当たり9万1千ドル程度、中堅企業の場合ははるかに小さい金額に留まるものと見積もられていたのである。

ところが、監査対象となった会社の受け止め方は全く異なり、とりわけ、社内の会計システムのチェックなどが徹底的に行われたことで、会社側の負担が増加したと感じているのが実情である。日本でも、監査人の現場での対応方法次第では、上場企業の対応コストが押し上げられることになりかねない。

最も難しい問題の一つは、経営者による内部統制評価への監査人の係わり方である。

SEC は、会社の経理部が、疑問点や問題点については適宜監査人と相談しつつも、基本的には独力で財務諸表を作成し、それを監査人が事後的に監査するという財務諸表監査と同じような作業の流れを内部統制監査制度においても想定していたようである。

ところが、実際には、会社が独自に内部統制の有効性を評価する仕組みを構築することは難しく、有効性評価の仕組み作りそのものを監査人に依存してしまうような状況となった。

監査人側からみれば、自らが構築に参加した仕組みを有効と判断した報告書に、監査証明という形でお墨付きを与えておいて、事後的に問題を指摘されたのでは、自らが作成に直接係わらなかった財務諸表で不正が行われた場合よりも、はるかに重い責任を問われるだろう。そこで、全ての業務プロセスの文書化など徹底した作業を求めることになり、結果的に、SECが考えたリスク・アプローチは絵に描いた餅となってしまったということではないだろうか。

とはいえ、監査人が全く関与しない形で、 内部統制の有効性に対する経営者の評価を実施することは現実的ではない。例えば、 COSOの中堅企業の内部統制に関するガイダンスでは、中堅企業では経営者が内部統制に直接関与し、日常的なモニタリングを行っているといった実情が指摘されている。COSOがそのような指摘を行った趣旨は、だからこそ経営者の有効性評価の信頼性は高いというメッセージを監査人に対して送ることだったのだろう。

しかし、経営者が内部統制に直接関与しているという事実は、逆に、そのような経営者が自ら行った内部統制の有効性に対する評価には第三者による、より慎重な検証が必要だという見方にもつながる。大企業で、内部監査組織が整備され、「現場」からは距離を置いた形でモニタリングを行っているというの

であれば、外部監査人は、その活動を信頼して、大胆なリスク・アプローチをとることも可能であろう。それに対して、経営成績に責任を負う経営者が、日常的な内部統制にも関与しているという状況がある場合、経営成績の向上という目標を優先して、内部統制におけるルール違反を犯してしまうという危険性は、むしろ高まってしまう。そうなると、外部監査人が、経営者による内部統制評価にも積極的に関与するか、あるいは外部監査でボトム・アップ的な手続きを行うか、いずれかが必要となるという結論も成り立ってしまうだろう。

3. 求められる現実的な対応

内部統制監査制度の導入を盛り込んだ金融 商品取引法が成立した日本では、内部統制を めぐるセミナーが花盛りで、システムやコン サルティングの業界は、やや大げさに言えば 「内部統制特需」のような様相を呈している。 もちろん、多くの関係者がこの問題を検討す ることで、制度に対する理解が深まるのは結 構なことである。しかし、財務報告に対する 信頼の向上と投資家保護という制度の目的だ けでなく、コスト効率の優れた制度を構築す ることの重要性を忘れないで欲しいものであ る。

また、米国では、PCAOB の創設などで監査法人に対する監督が強化されたことを背景に、内部統制監査を行う監査人が慎重になり過ぎ、本来適切に発揮されるべき専門家としての判断力を行使しなかったことが、リスク・アプローチの形骸化につながったとも言われている。この点についても、カネボウ事件への関与などから四大監査法人の一つである中央青山監査法人が業務停止処分を受けるに至った日本でも、同じような現象が生じかねないという懸念がある。プロフェッショナルである公認会計士が、臆することなく、健全な判断力を発揮することを切に望みたい。

なお、内部統制監査制度自体とは直接関係の薄い論点だが、SEC の諮問委員会報告書が提唱したスモール・キャップ企業、マイクロ・キャップ企業という区分は、内部統制監査制度のみならず、証券法の情報開示制度に広く適用されるものとして注目に値する。

もともと、米国では、規模の小さい会社が 株式や債券を公募する際に利用する簡便な様 式 (SB-1、SB-2) が存在する (1992 年導 入)。また、逆に、規模の特に大きい会社に 対しては、証券発行時に厳しい目論見書規制 を課さないという制度も導入されている⁸。

これに対して日本では、発行金額が小さい場合(少額募集)に開示義務を免除する制度はあるが、発行会社の規模によって開示内容を変えるという仕組みはとられていない。今後は米国の制度にも学びつつ、より柔軟な開示制度の構築を検討していくことも必要なのではないだろうか。

なガイダンスを公表した。COSO, Internal Control over Financial Reporting - Guidance for Smaller Public Companies, June 2006.

- ⁷ もっとも、今回の発表は、報告書が提唱した時価 総額規模による公開会社の新たな区分の導入など にまでは踏み込んでいない。
- ⁸ 拙稿「米国 SEC のディスクロージャー制度改革 提案」資本市場クォータリー2005 年冬号 26 頁以 下参照。

SEC, Concept Release Concerning Management's Reports on Internal Control over Financial Repoerting, Release No. 34-54122; File No.S7-11-06.

² COSO, Guidance for Smaller Public Companies Reporting on Internal Control over Financial Reporting.

Final Report of the Advisory Committee on Smaller Public Companies to the United States Securities and Exchange Commission, April 23, 2006. 報告書の全体像については、小立 敬「企業規模に応じた証券法規制を模索する米国 SEC」資本市場クォータリー2006年夏号参照。

SEC, Press Release 2006-75, "SEC Announces Next Steps for Sarbanes-Oxley Implementation".

⁵ サーベンス・オックスリー法 404 条(b)項は、 「前項に定める内部統制に関する評価については、 発行会社のために監査報告書を作成する登録監査 法人が、発行会社の経営者が行った評価に対して 証明を行い (shall attest to) 、かつ報告を行わな ければならない (report on) 。本項の規定に基づ いて行われる証明 (attestation) は、PCAOB に よって表明もしくは採択された証明事務のための 基準に合致したものでなければならない。」と定 めているのみに止まり、「証明」の具体的な手続 きは、SEC が監督する PCAOB によって定められ ることになっている。

⁶ COSOは、2006年6月、中堅公開企業向けの新た